

支障事案への対応策について

1 支障事案等報告について

支障事案報告とは

情報公開条例第27条の2を受けて策定された「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」第11条に定められた報告である。情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる事案について、実施機関が情報公開推進会議に報告するものである。

報告年月日 平成18年10月16日（政法第195号）

事案の概要

開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に、「保険指導課が介護保険法や同法に関する国からの事務連絡の解釈等を間違えていたことがわかる一切の書類」と記載し、9所属を指定して同内容の請求をしたものである。

支障の概要

実施機関では確認できない事実（請求人の主観に基づく事実＝保険指導課が法解釈等を間違えている）を前提とした表現を記載しているため、文書の特定ができない。やむを得ず、その事実があった場合に存在する可能性がある文書を仮定し、その文書は保有していないので不存在を理由とする不開示決定、という対応をしている。

同様の請求が繰り返されるため、実施機関はこのような請求に対して平成17年度で1,062件の開示決定を行っている。

今後、実施機関としては、条例第7条第1項第4号の「行政文書を特定するに足りる事項」が記載されていないことを理由に、請求を却下することを検討している。

2 千葉県情報公開推進会議での検討結果

平成18年10月25日 第4回苦情処理部会で報告

平成18年11月17日 第2回千葉県情報公開推進会議（全体会で報告）

（主な意見）

- a この請求人の場合、6条（開示請求権の濫用禁止）違反も考えられる。
- b 却下に対する異議申立てがあった場合、審査会へ諮問しないことについて条例の規定上諮問を要しないということは理解できる。しかし判断が微妙なものもある。国の答申もあり、できれば審査会で審査できないか。
- c 文書不特定による却下を一般的に認めるのは、実施機関が権利濫用をする危険性がある。しかし、この件については特殊な事例であり、仕方がないだろう。

3 対応策

権利濫用及び文書不特定と判断される開示請求に対する却下に係る不服申立てがあった場合、実施機関は情報公開審査会に意見照会を行い、回答を得てから決定又は裁決を行う

意見照会の審査は、諮問の審査より簡易な手続とする

(理由)

- a 権利濫用や文書不特定を理由とする却下は、単なる形式不備の却下より判断が難しい場合も考えられるため、これらの却下に係る不服申立ての決定に当たっては、実施機関の判断だけでなく第三者の意見を聴く。
- b 条例第6条(権利濫用禁止)違反を理由とする却下に係る不服申立ての決定に当たっては、審査会の意見を聴くこととなっている。(事務取扱要綱第3, 3(3)ウ(イ)。手引き：事務取扱要綱 P10)
- c 千葉県行政組織条例で定められている審査会の担当事務は条例第20条の諮問に対する答申と意見具申であり、条例以外の事項について実施機関が審査会に諮問することは予定されていないため、諮問でなく意見照会とする。(手引き：行政組織条例 P2)

4 要綱の改正等

条例の「解釈運用基準」の改正

上記2について、情報公開審査会に意見照会すること

「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」の改正

- a 却下する場合は事前に総合窓口で協議すること(要綱第3, 3(3)ア(エ)。手引き：事務取扱要綱 P9)
- b 文書不特定を理由とする却下を行う場合は、書面により補正を求めること(要綱第3, 3(3)ア(ア)。手引き：事務取扱要綱 P9)
- c 審査会への意見照会の手続に関すること(要綱第5, 5。手引き：事務取扱要綱 P26)
- d 不服申立てに対する決定に当たっては審査会の意見を尊重すること(要綱第5, 7(1)ア。手引き：事務取扱要綱 P27)

「千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領」の改正

- a 意見照会事案は部会で審査すること
- b 意見照会事案の調査審議は原則として実施機関から提出された意見照会書をもとに行うこと

意見照会の事務の流れ

